

富山大学人文学部インターンシップ実施要項

平成 15 年 6 月 4 日制定
平成 28 年 5 月 11 日改正
平成 30 年 5 月 9 日改正
令和元年 12 月 11 日改正

1. この要項は、インターンシップの実施に関し必要な事項を定める。
2. インターンシップは、次の授業科目として実施する。

インターンシップⅠ	1 単位	(5 日以上 10 日未満)
インターンシップⅡ	2 単位	(10 日以上)
3. インターンシップの実施は、原則として夏季休業期間中とする。
4. インターンシップの実施対象年次は、2 年次以上とする。
5. インターンシップの実施場所は、学部で定める企業または官公庁（以下「企業等」という。）とする。
6. インターンシップの実施に際しては、十分な事前指導を行うものとする。
7. インターンシップの成績評価は、インターンシップの実施企業等の評価及び学生からの報告書に基づき、就職・キャリア支援委員会が判定する。
8. インターンシップを履修する学生は、所定の期日までにインターンシップ履修票を人文学部教務担当に提出しなければならない。
9. インターンシップを終了した学生は、終了後、所定の期日までにインターンシップ報告書を担当教員に提出しなければならない。
10. インターンシップを履修する学生は、学研災付帯賠償責任保険に必ず加入するものとする。
11. この要項に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、就職・キャリア支援委員会で協議する。